

# お知らせ ~Information~

## 平成13年10月から高齢者の本来額の保険料納付が始まります

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。

### 【平成13年10月からは本来額の保険料を納めていただきます】

65歳以上の方については、介護保険料の円滑な実行のための特別対策として、介護保険の新しいサービスの利用の仕方などになれ、理解をいただきながら保険料を負担していただけるよう、

- 平成12年4月から9月までの半年間は、保険料を納めなくてもよいこと
- 平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めることとされてきました。そして、
- 平成13年10月からは本来の保険料の額を納めていただきます。

### 【平成12年度～14年度の65歳以上の方の保険料の額】



### 【保険料の納め方】

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、納付書による納付（普通徴収）があります。

- 年金からの天引き（特別徴収）  
老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方  
2か月ごと（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支払われる年金から、支払いごとに、2か月分の保険料が天引きされます。  
※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。
- 納付書による金融機関への納付（普通徴収）  
老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方  
納期ごとに、納付書により定められた金融機関に納めていただくことになります。

### 【保険料の額】

本来の保険料の額は、介護サービスの費用の約6分の1（17%）を、民間市町村にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額が基準になります。

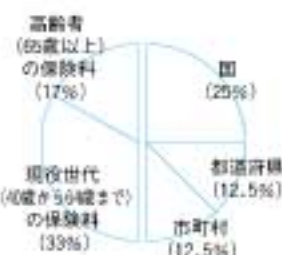
高齢者の保険料は、年金の額だけによって決まるわけではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。

※65歳以上の方の人数は、保険料について、割増、軽減の割合で補正した人数です。

※保険料の額は、介護サービスの費用の見込みに応じて3年ごとに決めます。

それぞれの方の保険料は、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた額を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合などには、基準となる保険料額から軽減されることとなります。

災害や、世帯で主に生計を支えている方の失業・倒産などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、役場健康福祉課でご相談ください。



### 【納め忘れに注意！】

※保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原因として、

- 1年以上の滞納の場合には、いったん、サービスの費用全額を支払っていただいた上で、市町村の窓口で、事後的に費用の9割の払い戻しを受けることになります。
- 1年6か月以上の滞納の場合には、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことがあります。
- 65歳からの保険料を長期間滞納していた場合には、その期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービスの費用の9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。保険料は必ず納めましょう。

### 【所得に応じた保険料の額】 ※具体的な保険料の額は年額

世帯	軽減		対象		
	世帯主が特別徴収の方 軽減される方	本人が特別徴収の方 本人が住民税非課税の方	本人が特別徴収の方 本人が住民税を納めている方	本人が特別徴収の方 本人が住民税を納めている方	
世帯主が特別徴収 本人が特別徴収 世帯主が特別徴収	世帯主が特別徴収 本人が特別徴収	本人が特別徴収 本人が住民税を納めている方	本人が特別徴収 本人が住民税を納めている方	本人が特別徴収 本人が住民税を納めている方	
標準額×0.5	標準額×0.75	標準額×1.0	標準額×1.25	標準額×1.5	
平成13年度	12,600円	18,900円	25,200円	31,500円	37,800円
平成14年度	16,800円	25,200円	33,600円	42,000円	50,400円

普通徴収 納期限	1期	2期	3期	4期	5期
		6月30日	8月31日	10月31日	12月26日

### 【不服の申立】

介護保険料等について不服があるときは、青森県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。

連絡先：青森市長局一丁目1番地1号  
青森県健康福祉部高齢福祉課  
☎017-734-9298